

平成 22 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

小論文問題紙

A日程

平成 21 年 10 月 24 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 4 ページである。
3. 解答用紙は、問 1、問 2 および問 3 の 3 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

問題 次の文章を読み、下記の設問に答えてください。

インターネットにはあらゆる情報があふれている。禁止されている薬物や銃器を売買したり、他人を誹謗中傷したり、犯罪を教唆したりといった、法にふれる情報ばかりでなく、いわゆる出会い系サイトや犯罪の請負を標榜するサイトなど、とくに未成年にとって有害な情報も少なくない。携帯電話でもインターネットに自由にアクセスできるため、子どもも違法・有害な情報に接する可能性が大いにあり、結果的に犯罪に巻き込まれることも少なくない。

そうした現状について「何らかの規制をすべきであるか」という質問に対し、次の四つの見解が想定される。

A 書籍や運転にも年齢による制限があるのに、インターネットだけ年齢に関係なく開放されているのはおかしい。小中学校の子どもインターネットへのアクセスを全面的に禁止する。携帯を所持すること自体を認めない。刑法にも「14歳に満たない者の行為は、罰しない」という規定があるのだから、インターネット・アクセスを「14歳未満」は禁止すべきである（なお、学年との関係で煩瑣であるため、「小中学生は禁止」とするのが妥当であろう）。

インターネット上には、子どもに役立つ情報もちろんあるが、それらの情報は親や教師を通じて伝達されればよいので、子どもが直接インターネットから学ぶ必要はない。子どもはまず親や友人、地域社会の人々を通じて、社会に出たときに「してよいこと」「守らなくてはならないこと」などを学ぶ。そういった現実社会における対面的・身体的な接触を通じた基礎訓練を経る前に、インターネットを介して人工的なサイバー空間にふれることは、子どもの人格的成長にとって決して好ましいことではない。思いもよらぬ危険を招くことも多く、一定の年齢に達するまではサイバー空間から隔離しておくべきである。

いまや携帯電話は必需品との意見もあるが、携帯を持たなければ危険な場所に、子どもを単独で行かせること自体が好ましくない。子どもにとって危険な環境は改善されるべきで、それを放置したまま、携帯電話などのツールに頼ろうとするのは本末転倒である。

B 小中学生、あるいは14歳未満の子どもが、いわゆるウェブ閲覧などインターネットのコンテンツを見ることは禁止すべきだが、携帯電話は親が必要と考えるのであれば、持たせてもよい。共稼ぎ家庭が多く、遠くの塾まで電車で通う子どもが増えている事情を考えると、いざというときに連絡が取れる携帯電話は便利である。公衆電話が少なくなってい

る現状からも、親にとっても安心で、実際に防犯にも役立つ。携帯電話も通話とメールができるだけに機能を制限すればよい。したがって、中学生以下の携帯電話およびパソコンによるインターネット・アクセスは禁止すべきである。

C 高校生も含め、違法あるいは有害な情報に接することを防止するためには、パソコンにフィルタリング・ソフトを導入したり、携帯電話の機種を選んでアクセス制限をしたり、一定料金以上は使えないようにしたりといった工夫をすればよい。最近では、機能制限つきの子ども向け携帯電話もいろいろと売り出されている。

また、パソコンは親の監督のもとで使う、携帯電話の料金の上限を設けるなど、親子で利用のルールを決めればよい。さらに学校や家庭で、掲示板に個人情報を書き込まない、ウィルスの危険のあるファイル添付のメールは開かない、パスワードは他人に教えない、心当たりのないメールには応答しないなど、利用の心得を学ばせるべきである。禁止するのではなく、そうしたルールを教えただけで利用させればよい。

D 現在、小中学校でもインターネットや携帯電話を教育に取り入れており、インターネットを使えば、さまざまな知識を得ることができ、外国の子どもたちとも簡単に交流できる。インターネット上に存在するサイバー空間は現実世界と異なるさまざまな性格を持っており、危険な面もあることをしっかりと教えておけば、パソコンや携帯電話を使うことに制限を設ける必要はない。

家庭や学校でアクセスを制限しても、子どもたちは機会を見つけてインターネットにアクセスするものである。早い時期から新しい道具に親しみ、使いこなして、さまざまな可能性を広げることが望ましい。

警視庁調査で「自由に使わせている」と答えた親の多くは、インターネットに無関心か、あるいは知識がないと思われる。こうした親の自覚を促すと同時に、サイバー空間そのものを健全なものにしていくことこそ必要である。

(矢野直明・林紘一郎『倫理と法』[産業図書、2006年]を参考にした。)

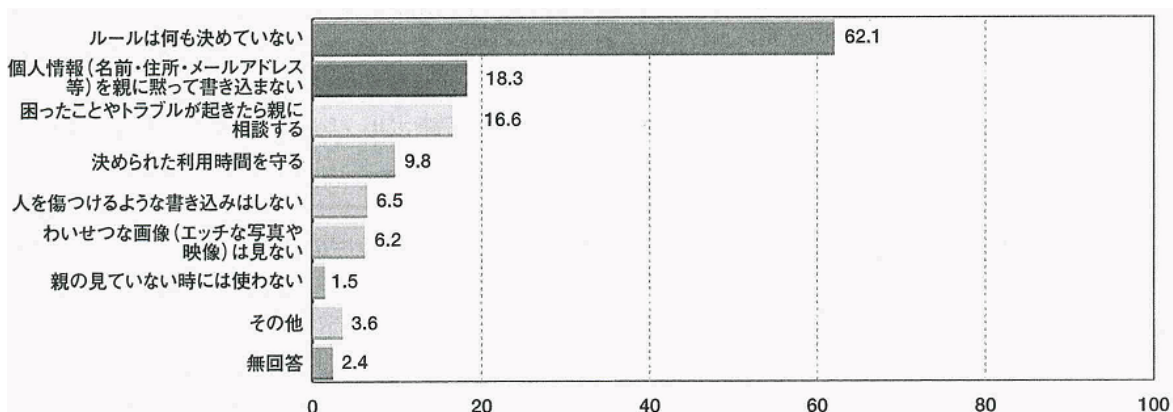
資料

表1 出会い系サイトに関係した犯罪被害者数の推移

区分	年次	13	14	15	16	17
被害者数(人)		757	1,517	1,510	1,289	1,267
見 童	うち女性	699 (92%)	1,398 (92%)	1,395 (92%)	1,194 (93%)	1,163 (92%)
		584 (77%)	1,273 (84%)	1,278 (85%)	1,085 (84%)	1,061 (84%)
18歳以上	うち女性	574 (98%)	1,255 (99%)	1,262 (99%)	1,076 (99%)	1,052 (99%)
		173 (23%)	244 (16%)	232 (15%)	204 (16%)	206 (16%)
	うち女性	125 (72%)	143 (59%)	133 (57%)	118 (58%)	111 (54%)

図1

家庭でのルール（中学生および高校生に対して、インターネット利用にかかわる家庭でのルールに対する質問の回答）



なお、保護者に対し、子どもがインターネットを利用するときの保護者の態度について質問したところ、「何もせず、自由に使わせている」と答えた者が49.2%だった。また、フィルタリング・ソフトまたはサービスの提供がおこなわれているが、そうしたソフトまたはサービスを知っているかどうかについて質問したところ、図2のように「知っていて、利用したこともある」は7.7%にとどまった。さらに、ソフト・サービスを利用したい意向の有無に関する質問には、34.6%の保護者が「利用したくない」と答えており、その理由は図3のとおりである。

図2 フィルタリング・ソフトまたはサービスの認知度

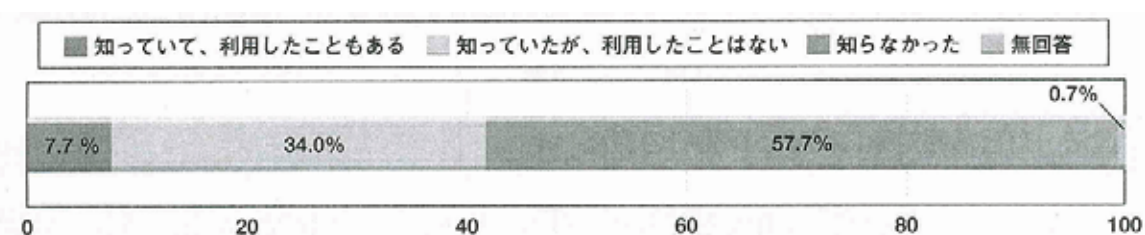
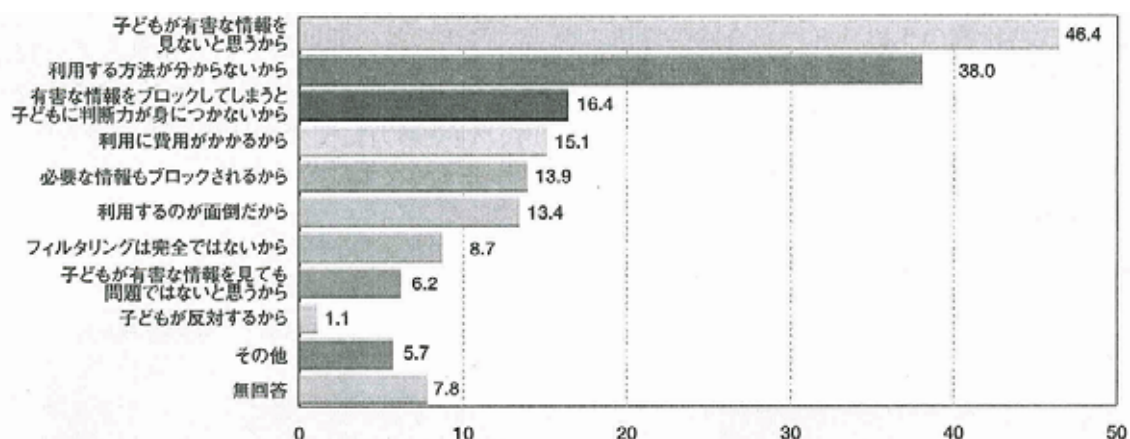


図3 フィルタリング・ソフトまたはサービスを利用しない理由



(資料 表 1、図 1～図 3 はすべて『警察白書平成 18 年度版』第 1 節国民の生活を脅かすインターネット社会の現実による)

以下の設問 1 および 2 に答える際には、上記『警察白書平成 18 年度版』の調査結果を参考にしてください。

問 1 上記の A～D の見解のうち、あなたが最も支持できる見解を一つ選び、その主張と論拠を簡潔にまとめたうえで、あなたがその主張を支持する理由を述べてください(選択した見解が A～D のどれであることを明記すること)。(70 点)

問 2 上記 A～D の見解のうち、最も望ましくない你认为見解を一つ選び、その主張と論拠を簡潔にまとめたうえで、それに対して反論をおこなってください(選択した見解が A～D のどれであることを明記すること)。(70 点)

問 3 法律にはさまざまな年齢規定がありますが、次にあげる年齢規定のうちの一つについてあなたが年齢の変更案を提出するとします。下記の中から一つを選び、変更案を明記したうえで、変更案への支持を得るため、なぜ変更すべきなのかを論証してください。

(60 点)

- (1) 選挙権(20 歳)
- (2) 婚姻(男 18 歳、女 16 歳)
- (3) 飲酒・喫煙(20 歳)
- (4) 普通自動車の運転免許(18 歳)